

令和 8 年度農林水産業における副業・兼業推進普及啓発業務
提案競技募集要項

1 趣旨

令和 8 年度農林水産業における副業・兼業推進普及啓発業務（以下「業務」という。）を委託する事業者を提案競技により選定する方法について、必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務名

令和 8 年度農林水産業における副業・兼業推進普及啓発業務

(2) 業務概要

別添 1 「令和 8 年度農林水産業における副業・兼業推進普及啓発業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

(4) 履行場所

大分県内

(5) 限度額

4, 9 9 1, 9 7 6 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和 8 年 6 月 5 日（金）
(2) 質問受付期限	令和 8 年 6 月 1 2 日（金）
(3) 応募書類の提出期限	令和 8 年 6 月 2 2 日（月）
(4) 企画提案会・審査委員会の開催	令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 予定
(5) 審査結果の通知	令和 8 年 6 月 3 0 日（火） 予定
(6) 契約締結予定日	令和 8 年 7 月中旬予定

4 参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。または、同等の資質を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分県の指名除外を受けていない者であること。
 - (6) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続があることを前提とする。）。
 - (7) 国税及び大分県税を滞納していないこと。
 - (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
 - (9) 本業務の遂行にあたり、支援対象経営体からの要望や県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

5 応募の手続き

(1) 募集の実施

大分県ホームページに当該募集要項等を掲載・公表して募集を行う。

(2) 応募書類の提出方法、応募期間及び提出先

応募者は、「イ 提出書類」の①～⑤のとおり応募書類を提出すること。

なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、(a)～(f)に定める書類を併せて提出すること。

ア 受付期間

令和8年6月5日（金）から令和8年6月22日（月） 17：00必着

イ 提出書類

- ①応募申込書（様式1）
- ②応募申込者の概要書（様式2）
- ③企画提案書（任意様式・参考資料1参照のこと）
- ④見積書（様式3）
- ⑤誓約書（様式4）
- (a)直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- (b)納税証明書（県税）
- (c)納税証明書（消費税及び地方消費税並びに法人税）
- (d)登記事項証明書
- (e)定款（写し）
- (f)個人情報保護に関する規定又はそれに代わるものの写し

※プライバシーマーク又は ISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001））証明書含む

ウ 提出先等

大分県農林水産部新規就業・経営体支援課経営体育成班（大分県庁本館9階）
〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1
電話：097-506-3598 E-mail：a15270@pref.oita.lg.jp

エ 応募書類の提出方法

電子メールで提出すること。

オ 応募書類の提出部数

各1部

カ 注意事項

- ・企画提案書は参考資料1を参照の上、任意の様式で作成し提出すること。
- ・応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・FAXでの提出は受け付けない。
- ・提出後、必ず電話にて提出する旨を提出先に報告すること。
- ・提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに申し出ること。
- ・企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ・虚偽の記載をした応募書類は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は契約候補者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した応募申込書は無効とする。
- ・参加要件を満たしていない場合、規格競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は次点の者を契約候補者とする。

(2) 質問の受付

ア 質問の方法

質問しようとする者は、質問書様式により以下まで電子メールにて提出する。
大分県農林水産部新規就業・経営体支援課経営体育成班
E-mail：a15270@pref.oita.lg.jp

イ 質問受付期限

令和8年6月12日（金）まで
受付時間は、休日等を除く午前9時から午後5時までとする。

6 企画提案会の開催について

- (1) 開催日時 令和8年6月26日（金）午後（予定）
- (2) 開催方法 提案者は後日指定する方法でオンライン（zoom）による説明
- (3) 提案方法 1提案当たり持ち時間30分（うち説明20分、質疑応答10分程度）とする。

なお、説明は事前に提出された企画提案書により実施し、補完的な資料の提出は認めない。

(4) 注意事項 通信費など企画提案会での提案に係る費用は応募者の負担とする。

7 審査及び結果の通知

- (1) 県が別途設置する審査委員会において、あらかじめ定めた審査基準等により、提出された応募書類及び企画提案会での説明内容について審査し、総合的に最も優れた者を契約候補者として選定する。
- (2) 審査の結果は、応募者に対し書面により通知する。
なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

8 契約締結

- (1) 審査委員会において最も優れた者として契約候補者に選定された者と、契約が成立しない場合は、次点の者を契約候補者とする。ただし、契約候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (2) 県は応募書類に基づき、契約候補者と委託業務に係る具体的な事業内容や経費等について協議を行い、この結果、県と委託候補者との間で委託事業内容及び契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (3) 契約締結後、より効果的に事業を実施するために委託業務の内容に変更が生じた場合は、県と協議し県から承認を得たうえで変更することができるものとする。

9 その他

- (1) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 契約保証金
免除